

和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、和歌山県人権施策推進審議会規則（平成14年和歌山県規則第41号）第7条に基づき、和歌山県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議）

第2条 審議会会長は、審議会の円滑な運営に関し必要な事項を協議するために、審議会委員の全部又は一部による会議を開催することができる。

2 審議会の運営に関して開催する会議（以下「会議」という。）は、以下のとおりとする。

（1）審議会の運営のための小委員会

（2）全員協議会

（3）専門委員会

3 前項第1号及び第2号に規定する会議は、審議会会長が招集し、議長となる。

4 第2項第3号に規定する会議は、審議会会長が招集し、議長は専門委員会委員の互選により決定する。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員）

第3条 前条第2項第1号及び第3号の会議の委員については、審議会会長が審議会に諮って決めるものとする。

（庶務）

第4条 会議の庶務は、企画部人権局人権政策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。